

雲出川左岸浄化センターほか防災設備点検業務 特 記 仕 様 書

1 業務の目的

本業務委託は、関係法令に基づき実施するとともに、消防用設備・防災設備等を点検することにより、機能の保全を図ることを目的とするものである。

2 一般事項

- (1) 本委託業務は、契約書、本仕様書、図面及び関係法令に基づき実施するものとする。
- (2) 法に定められた消防用設備、防災設備等の点検は、法に定める有資格者(消防設備士及び消防設備点検資格者等)において実施しなければならない。
- (3) 受注者は、点検業務に先立ち監督員と日程調整等を行い施設運営及び管理に支障の無きようにすること。
- (4) 点検業務期間中は、点検開始および終了時に必ず監督員に連絡すること。
- (5) 作業にあたっては、関係法規を遵守すると共に、労働者への安全教育を徹底し、安全の確保を図り災害予防に努めなければならない。
- (6) 点検作業中に、対策しなければならない重大な故障部分または不具合箇所を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。
不具合箇所等については、この仕様書等に明記されていない場合でも、軽微なもの又は点検時において処理できるものについては、受注者の責任において処理(小修理を含む)するものとする。
- (7) 履行期間内における消防用設備の警報、不具合、故障等については、誠意をもって調査、処理するものとする。またそれに要した費用は、監督員と協議し決定するものとする。
- (8) 受注者は、段階点検終了後速やかに点検結果の書類を作成し、報告すると共に、定められた時期に監督官庁への届け出の代行を行わなければならない。
なお、この報告にかかる費用は全て受注者の負担とする。
(前回の監督官庁(消防署)への報告は、令和6年3月報告済)
- (9) 点検は、現有設備において行うものであり、仕様書に記載された点検数量と実施数について差異が生じても原則設計変更はしないものとする。(著しく相違がある場合は、監督員と協議)
- (10) 業務履行終了時には、完成図書として消防用設備等の配置図面、実施数量調書を作成し提出しなければならない。
- (11) 消火器具の点検は、関係法令に従い外観点検を行うものとする。

なお、外観点検を全数行った後、製造年の確認を行い内部及び機能点検が必要なものに関しては年内に更新を行うこととする。

- (12) 屋内消火栓の点検は、関係法令に従い機器点検及び総合点検を行うものとする。

なお、ホースの製造年の確認を行い耐圧性能試験が必要になったものに関しては年内に更新を行うこととする。

- (13) 消火器具及び屋内消火栓は全数点検を行った後、製造年の確認を行い、翌年度から10カ年の点検計画書を作成すること。

- (14) 点検によって使用した消防用設備等は、適正なる処理(乾燥、充填、格納等)を行い機能の確認を再度行うこと。

- (15) 業務の履行に際し発生する廃棄物並びに仕様書で指定する廃棄器具の処分については、適正に行うこと。またそれに要する費用は、受注者の負担とする。

- (16) 点検において不良、不具合が発見された場合は、その内容の詳細及び概算見積書を作成し、監督員に提出しなければならない。

- (17) 点検を終了した設備機器には、点検済みのシール又はラベル等を貼付し明瞭にしなければならない。

- (18) 設計図書間に相違がある場合の優先順位は、業務委託設計書・一覧表(数量表・計画書)、特記仕様書、図面の順番とする。

- (19) その他疑義のある場合は、監督員と協議すること。

3 業務の内容

- (1) 防火対象物及び消防用設備等の概要

防火対象物名称	構造・階数	延床面積 届出面積 (m2)	消防用設備等
管理本館	RC造 地下1階地上3階	1,549.33	・消火器具 ・自動火災報知設備 ・非常警報設備 ・誘導灯設備 ・排煙設備
暫定流入ポンプ棟	RC造 地下3階地上1階	248.47	・消火器具 ・非常警報設備 ・誘導灯設備
流入ポンプ棟	RC造 地下3階地上2階	2,695.53	・消火器具 ・自動火災報知設備 ・非常警報設備 ・誘導灯設備 ・連結散水設備 ・水圧シャッター設備 ・屋内消火栓設備 ・排煙設備
送風機棟	RC造 地下1階地上3階 塔屋1	2,074.09	・消火器具 ・自動火災報知設備 ・非常警報設備 ・誘導灯設備 ・屋内消火栓設備

1系管廊	RC造 地下1階 階段室地下1階地 上1階		・消火器具 ・非常警報設備 ・自動火災報知設備 ・誘導灯設備
1系電気室	RC造 地上1階	133.16	・消火器具 ・非常警報設備 ・自動火災報知設備
2系管廊	RC造 地下1階 階段室 地下1階 地上1階		・消火器具 ・非常警報設備 ・誘導灯設備 ・自動火災報知設備
2系電気室	RC造 地上1階	256.30	・消火器具 ・非常警報設備 ・自動火災報知設備
1系・2系連絡管廊	RC造 地下1階		・消火器具 ・非常警報設備 ・誘導灯設備 ・自動火災報知設備
急速ろ過施設	RC造 地下1階地上1階 塔屋1階	955.27	・消火器具 ・非常警報設備 ・誘導灯設備 ・自動火災報知設備
汚泥処理棟	RC造 地上3階	3,585.55	・消火器具 ・非常警報設備 ・屋内消火栓設備 ・排煙設備 ・自動火災報知設備 ・誘導灯設備 ・水圧シャッター設備
汚泥スクリーン棟	RC造 地下1階地上1階	160.58	・消火器具 ・非常警報設備 ・自動火災報知設備 ・誘導灯設備
塩素混和池・消毒棟	RC造 地上1階	107.29	・消火器具 ・非常警報設備
工作棟(車庫棟)	S造 地上1階	112.97	・消火器具 ・非常警報設備 ・誘導灯設備

香良洲中継ポンプ場	RC造 地下2階地上2階	320.01	・消火器具 ・誘導灯設備
-----------	-----------------	--------	-----------------

(2) 点検業務等

1) 消防用設備、建築基準法関係防災設備の点検

① 消防用設備等の点検(法定点検)

点検の基準、期間及び結果の報告は「消防法」、「同施行令」、「同施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。

② 建築基準法関係防災設備の点検

点検の基準、期間及び結果の報告は「建築基準法」、「同施行令」、「同施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。

点検項目は、以下のものとする。(■は、本業務の対象とする。)

■建築排煙設備(排煙窓等) □防火戸 ■防火ダンパー □防火シャッター
□非常用照明装置

2) 消防用設備等に関する訓練・教育

■①本業務の対象とする。 □②本業務の対象としない。

①対象とする場合

ア 消防用設備等の操作説明及び実地指導は令和6年9月頃に1回実施するものとする。

イ 実地指導については、雲出川左岸浄化センター防災設備訓練に併わせて行うものとする。

なお、訓練に使用する訓練用消火器(受注者)、屋内消火栓ホース(受注者)の準備及び後片付けは、受注者の責任に於いて行うものとする。

ウ 具体的な内容及び日時等の詳細については、別途協議するものとする。

エ これに要する費用は、受注者の負担とする。

4 履行条件

(1) 点検時期 第1回 令和7年7～8月頃 第2回 令和8年1～2月頃

(2) 点検可能日 □指定なし ■指定あり

(指定有り条件:原則 平日とし土日・休日については監督員と協議)

(3) 点検可能時間帯 □指定なし ■指定あり

(指定有り条件:原則 8時30分～17時00分とし左記時間外は監督員と協議)

(4) 点検順序 □指定なし ■指定あり

指定条件(着手順序は監督員と協議)

(5) 業務車両の駐車場 □指定なし ■指定あり(協議)

(6) 現場事務所、資材置き場等 ■指定なし(任意) □指定あり(協議)

(7) 業務に必要な光熱水費

■受注者の負担（■ただし、監督員と協議できる。）

(8)業務に必要な消耗資機材

■受注者の負担

5 安全管理

- (1) 受注者は、本業務に対応した安全確保、交通管理及び大雨、台風、地震等についての安全に関する対応並びに監督員が特に求める事項について具体的に計画し、実施しなければならない。
- (2) 受注者は、原則として履行現場への一般の立ち入りを禁止し、板囲い、ロープ等により囲うとともに立入禁止の表示をしなければならない。また、稼働中の設備に対しても安全確保を図るため適切な安全施設を施工しなければならない。安全施設の内容については、監督員と協議するものとする。
- (3) 維持管理会社及びその他工事等と輻輳する場所、通路での安全確保については、監督員及び関係者と協議し効果的な措置を講じるものとする。同時作業が発生した場合は、原則として維持管理会社の業務を優先とする。
- (4) 既存設備の運転、停止、休止については、監督員、維持管理会社と協議し予め計画し、実施については原則立会いとする。

6 写真管理

(1)一般事項

写真管理は、以下に示す事項を基本とする。記載なき事項については、三重県土木工事施工管理基準に定める写真撮影及び日本下水道事業団工事記録写真作成要領を準用する。

(2)業務写真の分類

以下のとおりとする。

☐①着手前及び完成写真（撮影箇所等については、監督員と協議）

■②履行状況写真（撮影箇所等については、監督員と協議）

■③安全管理写真（撮影箇所等については、監督員と協議）

■④使用材料写真（交換部品等の場合は、新・旧の写真）

■⑤品質管理写真（必要に応じ。監督員が指示する内容）

☐⑥出来形管理写真 ☐⑦その他

(3) 撮影、プリント用具

原則としてデジタルカメラとし、撮影素子の100万画素以上とする。カラープリンターは、600 dpi以上の機能を有し通常の使用条件で3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。

(4) 撮影方法

- 1) 写真撮影に当たっては、次の項目の必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写し込むものとする。なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し写真に添付し管理する。(■必要事項)

■①業務名 ■②業務種別等 ■③作業内容 □④測点 □⑤設計寸法
□⑥実測寸法 □⑦略図 ■受注者名

- 2) 業務写真は、あらかじめ業務計画時に撮影箇所を特定すると共に、監督員が指示する箇所及び不可視部分を適切に撮影すること。

(5) 写真の色彩及びサイズ

写真はカラーとし、大きさはサービスサイズ程度とする。ただし、監督員が指示するものは、その指示したサイズとする。

(6) 業務写真の整理及び提出

- 1) 業務写真の整理及び提出は、以下のとおりとする。

□①電子媒体で整理（体裁は監督員と協議）

■②プリント、業務写真台帳（体裁は監督員と協議）

- 2) 事務処理上必要とする着手前、完成の写真は、別途印刷し提出する。

- 3) 提出部数 ■1部 □2部 □その他（電子ファイル ）

7 提出書類

(1) 書類の提出形態

□紙等による。

□電子納品による。（□監督員と対象協議 □電子納品マニュアルによる）

■紙等及び電子納品（区分等については監督員と協議）

(2) 提出書類

受注者は、監督員の指示に従い、下記の書類を提出することとする。

なお、現場代理人と配置技術者を兼ねることを認めます。

- 1) 着手前提出

■①配置技術者届(資格証明書添付) 1部

■②点検従事者届(資格証明書添付) 1部

■③業務計画書 2部

記載事項は、次のとおりとする。

・業務の概要 ・履行体制 ・実施工程表

・各種業務履行要領 ・安全管理 ・緊急時の連絡網

■④仕様書(消火器、消火栓ホース等の納品機材がある場合) 1部

2) 履行中

■①業務打合簿 2部

■②その他監督員が指示するもの

■③異常発見の場合 詳細報告書(内容、写真、対処方法、概算見積書) 1部

3) 完成時

■①点検結果報告書、総括表、点検者一覧表共 法定様式(年2回)

□2部(正・副)うち副はパイプファイルにて提出

■1部パイプファイルにて提出

(点検者一覧表は点検実施者全員分を添付すること。)

■②業務日誌 1部

■③履行状況写真 1部

■④業務完成報告書 1部

■⑤完成図書類

■実施数量調書 1部

■防災設備配置図 1部

(■電子納品: 公社提供による平面図電子媒体CAD、現場と相違がある場合には修正すること。)

■消火器具点検計画書 1部(翌年度から10ヶ年分作成すること。)

■屋内消火栓箱点検計画書 1部(翌年度から10ヶ年分作成すること。)

■⑥その他監督員が指示するもの 1部